



Ⅰ. 埋立処分

市西部地区の若松区響灘に海面埋立地「響灘西部地区廃棄物処分場」を建設し、平成 10 年 10 月から廃棄物の埋立を開始しました。なお、昭和 55 年 2 月から埋立を行っていた「響灘廃棄物処分場」は、平成 12 年 8 月をもって、廃棄物の搬入を終了しました。

廃棄物は、陸上からも搬入できますが、交通混雑や騒音、排気ガスなどの公害を抑え、輸送の効率化を図るため、小倉北区西港町に海上輸送施設「日明積出基地」を建設し、昭和 56 年 3 月から廃棄物の海上輸送を行っています。

処分場で受け入れる廃棄物の種類は、焼却灰・不燃物などの一般廃棄物、建設廃材、そのほか有害でない産業廃棄物です。

次期埋立処分場については、北九州港湾計画（平成 3 年 3 月改訂）の中で必要な区画を確保しており、新門司南地区に新たな処分場の建設が予定されています。

Ⅱ. 公害防止対策

ごみ処理による大気汚染や水質汚濁などの環境汚染を防止するため、各種の公害防止施設を設置し、適切な運転管理を行っています。

(ア) 焼却工場及び最終処分場

焼却工場では、電気集じん機や塩化水素除去装置を設置し、燃焼排ガス中の汚染物質を除去しています。また、適正な燃焼管理を行うことで、汚染物質の排出抑制に努めています。灰冷却污水や洗煙排水などの污水は、凝集沈殿やキレートなどによる処理を行った後、下水道へ放流しています。

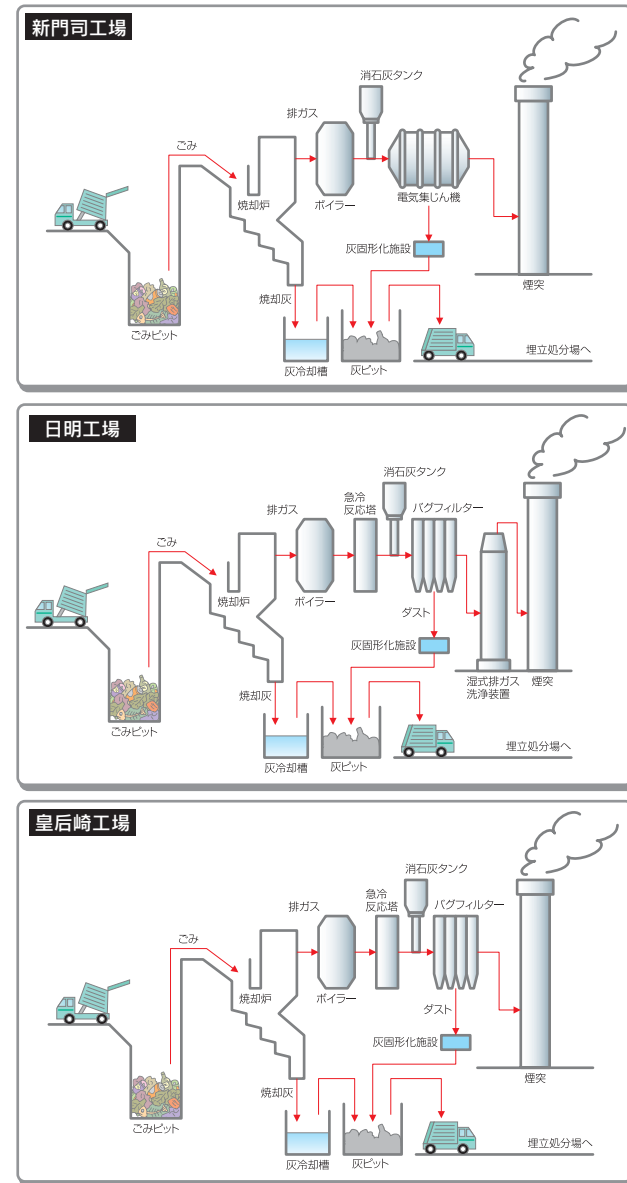
最終処分場では、処分場内の水が外海へ浸出するのを防ぐため、護岸の内側に防水シートを敷設し、土砂による腹付工事を施工しています。また、処分場内の余水については、場内に設置している排水処理施設で処理した後、放流しています。

(イ) 検査

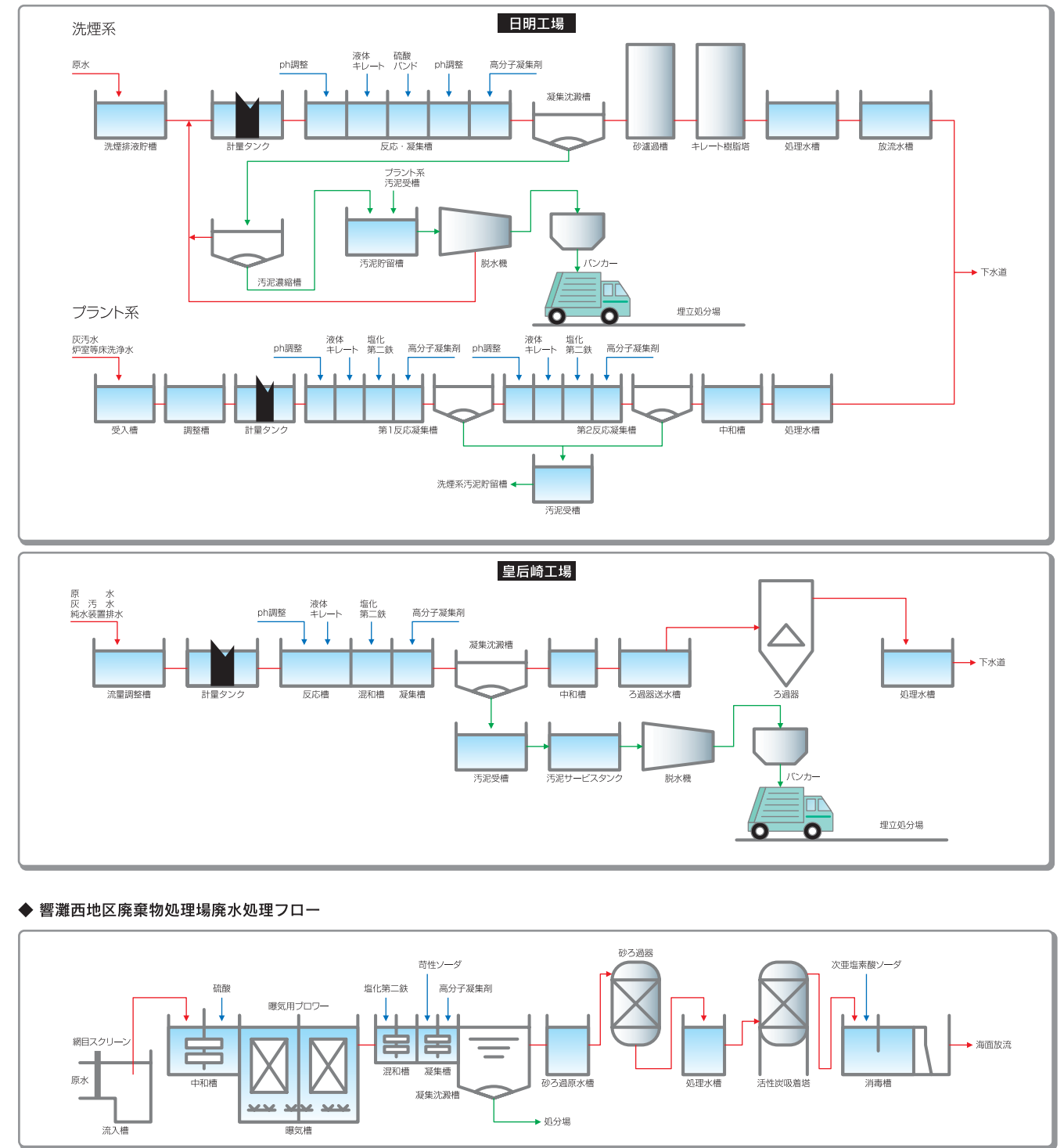
焼却工場の排ガス・排水、最終処分場の排水などは、定期的に検査を実施し、排出基準値の遵守状況を確認しています。また、最終処分場の周辺海域については、処分場からの排水による影響を把握するため、水質の調査を行っています。さらに、処分場へ搬入される産業廃棄物についても、抜き取り検査を行って不適正な廃棄物の搬入を防止しています。

(ウ) 焼却工場排ガス・排水処理システムのフロー

◆ 排ガスフロー



◆ 排水処理フロー



→ 排水
→ 薬品
→ 排水処理汚泥



カ. 省エネルギー対策

新門司工場・日明工場・皇后崎工場では、省エネルギー対策として、まず、業務上必要な電力や燃料など消費節減に努めています。さらに、ごみを焼却する際に発生する熱を蒸気エネルギーとして回収し、自家発電や施設の空調設備等に利用しています。余剰エネルギーについては、他の公共施設等に供給しています。なお、余剰電力については他の公共施設へ送電し、さらに余った電力は九州電力㈱に売電し収入を得ています。

◆エネルギー利用状況

施設名称	蒸気利用状況		
	場内利用	他施設供給	
新門司工場	空調・給湯	新門司環境センター（空調・給湯）	
日明工場	空調・給湯	中央卸売市場（空調） 日明浄化センター（汚泥乾燥）	
皇后崎工場	空調・給湯	皇后崎環境センター（給湯） 陣原駅地区（蒸気供給）	

施設名称	自家発電利用状況		
	年間発電量	他施設供給	売電
新門司工場	800万 kWh	新門司環境センター	余った電力は九州電力㈱へ売電
日明工場	3,900万 kWh	日明浄化センター	
皇后崎工場	16,300万 kWh ※	皇后崎環境センター 皇后崎し尿投入所 皇后崎浄化センター	

※皇后崎工場では、蒸気タービンとガスタービンを組み合わせた「スーパーごみ発電」を行っています。

◆平成18年度自家発電効果

	新門司工場	日明工場	皇后崎工場
売電金額	20,000千円	12,000千円	1,034,000千円
発電による節約金額	60,000千円	171,000千円	308,000千円
計	1,605,000千円		

キ. し尿処理

(ア) 概況

し尿は、おおむね20日に1回の割合で、計画的に収集します。

市内のし尿収集世帯数は、公共下水道の整備に伴う水洗便所の普及拡大に伴い、年々減少しており、平成18年8月で約6,000世帯となっています。

◆し尿収集世帯の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
門司区	2,493	2,152	1,798	1,536	1,282	1,164
小倉北区	495	424	398	380	347	308
小倉南区	4,145	3,573	3,217	2,857	2,475	2,172
若松区	1,703	1,371	1,126	1,011	941	887
八幡東区	375	360	317	330	321	785
八幡西区	1,699	1,607	1,287	1,177	1,259	1,110
戸畑区	129	122	112	104	104	104
合計	11,039	9,609	8,255	7,395	6,729	6,030

収集されたし尿は、市内2ヶ所のし尿圧送所（投入所）に運ばれ、そこから、浄化センターに送られ、処理をおこなった後、水質管理を経て海域に放流します。

また、汚水処理の過程で汚泥が生じますが、この汚泥は、処理施設で減容化した後、最終的には焼却処分やセメント原料化処分を行っています。

(イ) 市民トイレ

市内の公園、行楽地、市街地などに565か所の市民トイレを設置しています。また、利用状況に応じた週2～7回の清掃、故障箇所の迅速な修繕、パトロールを行い、いつでも快適な利用ができるよう維持管理をしています。

(ウ) 合併処理浄化槽

本市では、水質環境の保全対策として、微生物の働きでし尿と生活雑排水の両方をきれいにして河川などに放流する浄化槽の普及促進を図っており、平成元年4月より小型浄化槽の設置に対して補助事業を行っています。また、適正管理の推進のため、保守点検・清掃、法定検査遵守の指導に努めています。

・補助対象

下水道認可区域外で、当面下水道の整備が見込まれない区域に、50人槽以下の規模の小型浄化槽を設置する場合

・補助金額（平成18年度）

入槽	5	6	7	8	9～50
補助金額	354千円	381千円	411千円	447千円	519千円

※補助金額の特例措置

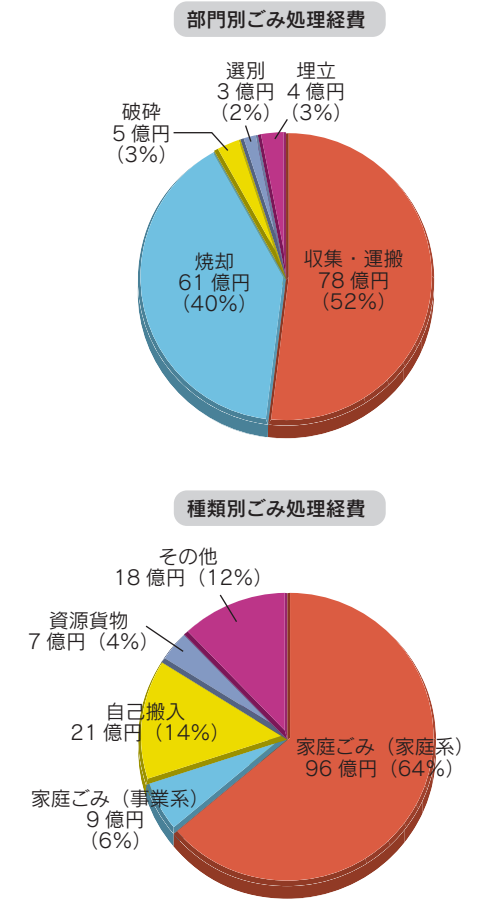
設置場所が、市街化調整区域で、下水道認可区域外の場合は、80万円（設置費用が80万円以下の場合は設置費用の額）とする特例措置を設けています。この特例措置は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に、補助金の交付申請を行った場合に適用されます。

(3) ごみ処理経費

平成17年度のごみ処理には、年間151億円の経費がかかっています。このうち、収集運搬にかかる経費が約78億円（52%）と最も多く、次いで焼却に約61億円（約40%）の経費がかかっています。

また、ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するのにかかる経費が約96億円（約64%）と最も多く、市民一人あたりに換算すると年間約9,700円、一世帯あたりでは年間約2万3,300円のごみ処理経費を負担しなければならないこととなります。

◆平成17年度ごみ処理経費



平成19年度から新門司工場（新工場）が稼働

平成19年4月に稼働した新しい新門司工場は、旧工場（処理能力600トン/日、昭和52年から30年間稼働）の施設や設備の老朽化が進み処理能力の低下が著しくなったため、新しく建替えを行ったものです。

〔事業の概要について〕

建設場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地（旧工場敷地内）
 工事期間 平成15年度～平成18年度
 処理能力 720t/日（240t/日×3炉）
 処理方式 シャフト式ガス化溶融炉
 炉メーカー 新日鉄エンジニアリング（株）

〔施設の特徴について〕

(1) 環境への配慮
 排ガス中のダイオキシン類や硫黄酸化物、窒素酸化物等を法の基準よりさらに厳しい基準値（自己規制値）以下に抑えています。特に、ダイオキシン類については、燃焼温度を850℃以上にして発生抑制するとともに、発生したダイオキシン類は、触媒反応塔で除去しています。

(2) 資源の有効利用

これまで、全量埋立処分していた焼却灰を、溶融物（スラグ等）として資源化し、アスファルト舗装材や歩道ブロックとして有効利用しています。

(3) 高効率発電の導入

ごみの焼却エネルギーを活用し、蒸気の復水に水冷方式を用いた高効率発電を導入しました。発電した電気は、工場内や隣接する市の施設で使用し、余った電気は電力会社に売電しています。





2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の適正処理の推進

ア. 背景

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃プラスチック類等の20種類のものをいいます。このうち、爆発性・毒性・感染性などにより、人の健康・生活環境に被害を及ぼすおそれのある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物として定められています。

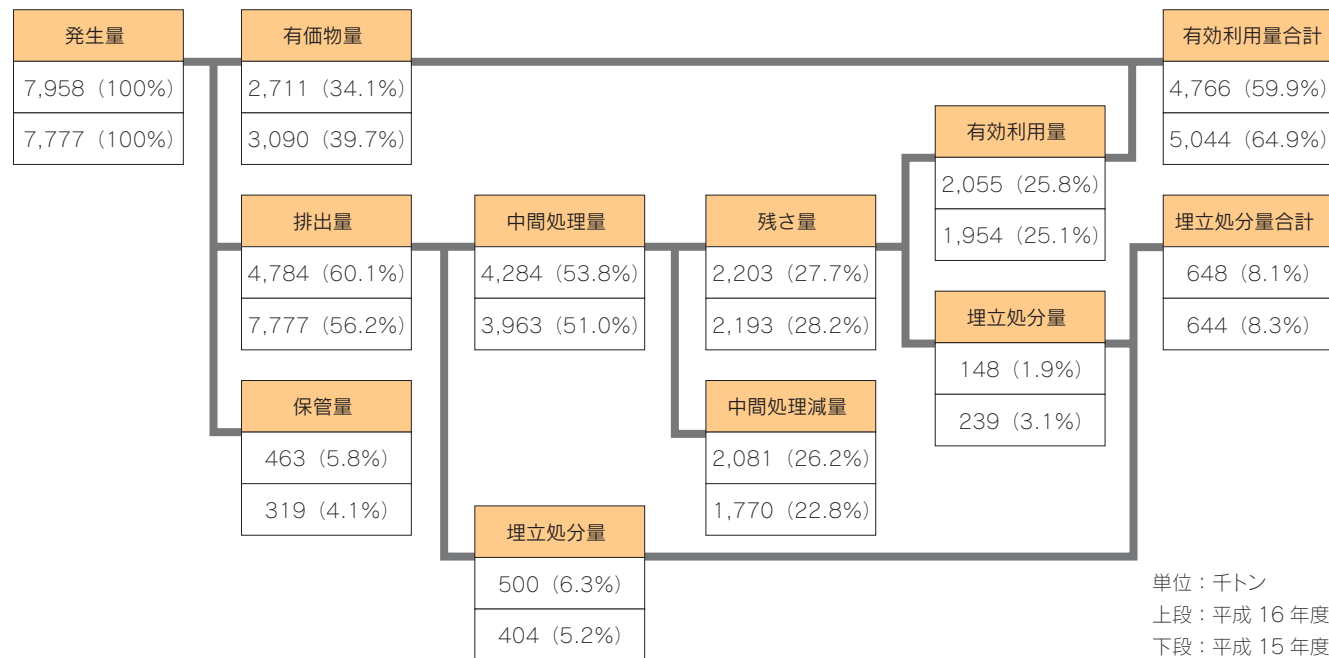
これらの産業廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定める基準に従い処理しなければならないものとされており、その処理を他人に委託する場合、廃棄物処理法上の許可を有する業者に委託しなければなりません。

近年、アスベスト廃棄物の発生量の増大、最終処分場残余量のひっ迫など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・規制などの強化により、本市の産業廃棄物の適正な処理を推進しています。

イ. これまでの取組

本市では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者への立入検査・不法投棄防止パトロール・不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラ・許可申請時の審査指導など、多面的な取組を積極的に進めています。

◆北九州市産業廃棄物の処理フロー



(ア)立入検査、報告徴収

廃棄物処理法第19条の規定に基づき、排出事業者や処理業者の事業場に対して、計画的に立入検査を実施し、処理基準の遵守などについて指導を行っています。また、多量排出事業者や産業廃棄物処理業者に毎年一回、処理状況の報告を求め、必要に応じて適宜指導しています。

(イ)不法投棄防止パトロール

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導等実績（平成18年度）

立入検査	巡回※	措置命令
1,291	1,278	0
改善命令	その他文書指導	報告徴収
4	30	2,193

※巡回：廃棄物の保管状況、場内の清掃状況等をパトロールにより監視する立入検査

不法投棄防止パトロールは、廃棄物の不法投棄を防止するために、林道・海岸・土砂処分場など、不法投棄されやすい場所をパトロールカーで巡回監視し、発見した不法投棄物の撤去指導を行っています。パトロールは平日昼間だけでなく、夜間・早朝や土・日祝日にも行っています。また、このパトロールでは苦情の原因ともなる廃棄物の野焼きについても監視・指導を行っています。

(ウ)不法投棄等通報員

◆不法投棄・野焼きに関する苦情・要望件数（平成18年度）

苦情・要望件数	文書指導
405	18

廃棄物の適正処理や環境保全に熱意のある市民約200名を「不法投棄等通報員」として公募により任命し、散歩や通勤など、日常生活を送る中で発見した廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正処理について、通報を求めています。

(エ)不法投棄防止監視カメラ

不法投棄されやすい場所のうち17箇所に監視カメラを設置しています。抑止効果を図るとともに、カメラに不法投棄者の画像が撮影された場合は、警察への告発など法に基づき厳正に対処することとしています。

(オ)許可申請時の審査・指導

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置にかかわる許可申請に際しては、許可の要件や技術上の基準への適合状況を審査し、必要な指導を行っています。

(カ)行政処分

◆産業廃棄物処理業者数（平成18年3月31日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
処理業者数	2,229	156	7	2,392

◆特別管理産業廃棄物処理業者数（平成18年3月31日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
処理業者数	494	22	0	516

産業廃棄物処理業者が、廃棄物処理法に違反する行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、許可の取消や事業停止処分とするなどの厳しい処分を行っています。

(キ)紛争予防要綱、市外から流入する産業廃棄物対策

◆産業廃棄物処理業者に対する行政処分件数（平成18年度）

処分内容	許可取消	不許可	事業停止
件数	6	1	0

平成3年5月に策定された「北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」によって、産業廃棄物処理施設設置事業者と地元住民との生

活環境保全上の紛争を未然に防いでいます。

また、市外から流入する産業廃棄物対策として「北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱」を制定し、市外排出事業者からの事前届出により、産業廃棄物の量・性状を把握するとともに搬入や処分の方法などの指導を行っています。

ウ. 今後の取組

今後も廃棄物処理法の規定に基づき排出事業者や処理業者に対する立入検査や報告徴収、不法投棄防止パトロール、不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラの活用、環境監視情報システムの活用など様々な取組によって、廃棄物の排出事業者責任の徹底と適正処理を推進し、生活環境の保全に努めていきます。

(2) 自動車リサイクル法

ア. 背景

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、使用済自動車に起因するシュレッダダスト（自動車の解体残渣）やフロンなどによる環境問題を解決するため平成17年1月から施行されました。

イ. これまでの取組

業者からの登録・許可申請時に際して許可の要件や各種基準への適合状況を審査し、また必要に応じて立入検査を行い、監視・指導を行っています。違法行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、登録・許可の取消などの厳しい処分を行います。

ウ. 今後の取組

◆市内業者の登録・許可状況（平成19年3月31日現在）

業区分	引取業者（登録制）	フロン類回収業者（登録制）	解体業者（許可制）	破碎業者（許可制）
業者数	581	118	36	11

今後も、同法に基づき関連業者の登録・許可事務及び立入検査・指導を行い、使用済自動車のリサイクルの適正処理を推進していきます。